

# 辰巳ダム原告の控訴棄却

## 高裁支部、必要性認める

金沢市の犀川上流に建設された辰巳ダムをめくり、反対した地権者が国に事業認定の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部は九日、ダ



ムの必要性を認めた一審判決を支持、原告側の控訴を退けた。原告団は上告を検討する姿勢を示した。

大雨による洪水を想定した治水、地滑りの危険性などが争点となった。一審判決は、国側の主張を全面的に認めていた。

内藤正之裁判長は、県が試算した最大洪水量を「過去最大の洪水量の一・八八倍であっても特異な値とはいえない」と指摘。想定が大きすぎるとした原告側の主張を否定した。

控訴審で原告側が追加した経済的な効果についても、ダムの建設費用がダムで防げる水害の被害額を上回るとした計算は「原告側の独自の見解にすぎない」と断じた。

**▽** 辰巳ダム 金沢市周辺を流れる犀川の上流に設置された洪水調節専用の県営ダム。長さ195㍍、高さ47㍍。総貯水量は600万立方㍍。総事業費は約240億円。1970年代に建設計画が発表された。市内に残る史跡「辰巳用水」や、用水を水源とする兼六園への影響を懸念した有識者や住民らが建設反対運動を展開。2007年、県は土地収用法に基づき、ダム建設の事業認定を申請し、同年11月に認定された。住民らは08年5月に金沢地裁に提訴し、昨年5月に敗訴判決。ダムは係争中に完成し、12年6月から運用されている。

## 「事実上の門前払い」

北陸地方整備局は「これまでの国の主張が認められ」と受け止めている」とコメントした。

司法は再び、市民の訴えを退けた。判決後、金沢市内で記者会見した原告団は「事実上の門前払い」と、判決への不満をにじませた。

原告団長は「不当な判決だ。洪水量を多めに見積もるのに越したことはないという雑な話。理屈にならない理屈を踏襲している」と批判した。

控訴審では、ダムの建設費用に対する経済的な利益



控訴審判決を受けて記者会見する碓山洋原告団長  
＝9日、金沢市内で

「一つの川だけに何百億円も注ぎ込んでよいのか。一審判決の根本的な誤りを無視した形だ」とも述べた。

弁護側は「一義的には行政の判断を尊重する」という行政裁量の幅が、極めて広いと感じる」と指摘。行政の裁量に任せすぎることによって不要な公共事業が生じる危険性を懸念した。

(佐々木香理)